

松阪市テレワーク推進支援事業補助金交付要綱

令和2年7月10日
松阪市告示第254号

(趣旨)

第1条 松阪市テレワーク推進支援事業補助金(以下「補助金」という。)については、松阪市補助金等交付規則(平成17年松阪市規則第63号)に基づくもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、新しい生活様式における働き方の新しいスタイルとして示された、テレワークの推進を支援するため、既存の宿泊施設を活用し、一定の基準を満たすテレワーク環境を提供する市内宿泊事業者に対し補助金を交付することで、新型コロナウイルス感染症拡大防止の推進を図るとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象は、旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づき旅館営業、ホテル営業又は簡易宿所営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく店舗型風俗特殊営業の届出を必要とするものを除く。)の許可を受けた市内に本社又は本店を有し、かつ、市内に宿泊施設を有する宿泊事業者で、市税の滞納がない者(以下「交付対象者」という。)とする。

(補助対象要件)

第4条 この補助金を受けようとする交付対象者は、宿泊施設においてテレワーク環境の整備を前提として、次の要件を満たした、テレワーク支援プラン(以下「プラン」という。)を提供しなければならない。

- (1) 通信環境として、有線LAN接続200Mbps以上及びWi-Fi接続100Mbps以上を無償で提供できること。
- (2) ワーキングスペース(客室)は14平米以上とし、リラックス設備(ソファ又はベッド)、トイレ及びバス設備を完備すること。
- (3) コピー、ファックス等の業務に必要なサービスを施設内において提供できること。
- (4) プラン設定価格(補助金額の適用前で消費税等の金額を含めた利用者へ提供する施設の基本価格をいう。)は、1人1回の利用につき5,000円以上とし、利用者への提供品質を確保すること。
- (5) プランは、広く市内外の利用者に提供することから、事業者のホームページ及びインターネットサイトへ掲載し、松阪市の助成事業であることを明記すること。
- (6) 利用者1人1回につき5問程度の利用者アンケートを松阪市と協議して作成し、利用者に回答を求め、補助金請求時に松阪市に提出すること。

2 交付対象となるプランの利用期間は令和2年8月1日から令和3年2月28日までとす

る。

(補助金額)

第5条 交付する補助金の額は、プラン利用者1人1回につき、プラン設定価格の2分の

1(百円未満切り捨て)又は3,000円のいずれか少ない方とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用されたプランが宿泊を伴うもので、その宿泊数が2泊以上の場合、プラン設定価格の2分の1(百円未満切り捨て)又は宿泊数に3,000円を乗じて得た金額のいずれか少ない方とする。

3 WEB会議(モニター又はプロジェクター使用)等に対応するため、プランで提供するスペース以外に会議室の提供を行った場合には、会議室利用1回につき、前項の補助金額以外に別途、1,000円を加算する。ただし、プラン利用者が複数で同一の会議室を利用する場合は代表者1名のみに加算する。

4 この補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付対象者の登録申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、松阪市テレワーク推進支援事業補助金交付団体登録申請書(様式第1号)に次の書類を添付して、令和2年7月27日までに市長に提出しなければならない。

(1) 宿泊施設が交付要件を満たすことが確認できる書類

(2) プランが要件を満たすことを確認できる書類

(3) 市税の滞納がないことが確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付対象者の登録通知)

第7条 市長は、前条の登録申請を受けた場合は、その内容を審査し、登録の可否を決定して、交付対象者として登録を行うものとする。この場合において、松阪市テレワーク推進支援事業補助金交付団体登録通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請、実績報告及び請求)

第8条 前条により登録を受けた交付対象者は、対象となる利用期間の各月の末日をもって、補助対象となるプラン利用者数及び利用回数を集計し、次の表に定める請求期間内に、松阪市テレワーク推進支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第3号)に、松阪市テレワーク推進支援事業補助金額請求書(様式第4号)を添えて、市長に提出しなければならない。

利用期間	請求期間
8月分	9月1日(火)～9月7日(月)
9月分	10月1日(木)～10月7日(水)
10月分	11月2日(月)～11月9日(月)
11月分	12月1日(火)～12月7日(月)

12月分	1月4日（月）～1月12日（火）
1月分	2月1日（月）～2月8日（月）
2月分	3月1日（月）～3月8日（月）

- 2 補助金額の請求に係る日付は、次条の補助金決定の通知の日をもって請求日とする。
- 3 交付対象者が複数の場合であって、請求に対し、予算が不足する月が生じた場合には、各交付対象者の請求額の比例案分により交付するものとする。

（補助金決定及び補助金額の確定）

第9条 市長は、前条の補助金申請兼実績報告及び請求を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の可否を決定し、補助金額の確定を行うものとする。この場合において、松阪市テレワーク推進支援事業補助金決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第5号）により、請求者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金決定をする場合において、請求者に対し必要な条件を付すことができる。

（交付）

第10条 市長は、請求者から第8条第1項に定める補助金請求期間内に請求があった場合は、当月の20日を目途に、口座振込の方法により交付するものとする。

（補助金決定の取消し等）

第11条 市長は、請求者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の請求手続が完了しているときは、取消しの決定の日から期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他法令上問題があると市長が認めたとき。

- 2 市長は、前項の取消しを行ったときは、その旨を松阪市テレワーク推進支援事業補助金決定取消通知書（様式第6号）により請求者に通知するものとする。

（事業の中止等）

第12条 この補助事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、期間の途中であっても事業を縮小又は中止することができる。

（終期等）

第13条 この要綱に基づく制度の終期は、特別な事情がない限り令和3年3月31日とする。

（関係書類等の整備）

第14条 請求者は、この補助事業に係る関係書類を、当該補助事業の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

松阪市テレワーク推進支援事業補助金交付団体登録申請書

令和 2年 月 日

（宛先）松阪市長

〒
申請事業者 所在地 _____
事業者名 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____ (_____)

※ 法人の場合は、法人名及び代表者職氏名

松阪市テレワーク推進支援事業補助金交付要綱に基づき、テレワーク推進支援事業補助金交付団体として登録されるよう、同要綱第6条の規定により次の書類を添えて申請します。

添付書類

1. 宿泊施設が交付要件を満たすことが確認できる書類
2. 宿泊プランが要件を満たすことを確認できる書類
3. 市税の滞納がないことが確認できる書類

様式第2号（第7条関係）

松阪市テレワーク推進支援事業補助金交付団体登録通知書

令和 2年 月 日

登録申請者名

様

松阪市長 竹上 真人

松阪市テレワーク推進支援事業補助金交付要綱に基づき、テレワーク推進支援事業補助金交付団体として下記のとおり登録しましたので、同要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 登録年月日 令和 2年 月 日

2. 登録者名 宿泊事業者名

様式第3号（第8条関係）

松阪市テレワーク推進支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

（宛先）松阪市長

〒
申請事業者 所在地 _____
事業者名 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____ () _____

※ 法人の場合は、法人名及び代表者職氏名

松阪市テレワーク推進支援事業補助金交付要綱に基づき、テレワーク推進支援事業補助金を交付されるよう、同要綱第8条第1項の規定により申請します。

交付申請額 (月分) _____ 円

期間内プラン利用者数 (月分) _____ 人
※内訳（複数プランがある場合は内訳を記載）

期間内プラン利用回数 (月分) _____ 回
※内訳（複数プランがある場合は内訳を記載）

※利用者数及び利用泊数の確認できる書類及び利用者アンケートを添付すること

松阪市テレワーク推進支援事業補助金額請求書

令和 年 月 日

（宛先）松阪市長

請求者 所在地 〒 _____

事業者名 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____ () _____

※ 法人の場合は、法人名及び代表者職氏名

松阪市テレワーク推進支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、補助金額を請求します。

なお、松阪市から私に支払われる「松阪市テレワーク推進支援事業補助金額」は、口座振替により受領することを希望しますので、次の口座に振り込んでください。

請求額 (月分) _____ 円

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号（右詰めで記入）
銀行・信用金庫	本店			
信用組合・農協	支店			
口座名義人（カタカナ） 30文字まで				

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1 普通、2 当座

【注意点】

1. 請求者氏名及び口座名義人は、請求者に限る。（法人の場合は当該法人の口座に限る）
2. 印鑑は、申請書に押印したものと同一ものにする。

様式第 5 号（第 9 条関係）

松阪市テレワーク推進支援事業
補助金額決定通知書兼補助金額確定通知書

令和 年 月 日

様

松阪市長 竹上 真人

松阪市テレワーク推進支援事業補助金交付申請について、次のとおり交付することを決定し、補助金額の確定を行いましたので、松阪市テレワーク推進支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により通知します。

補助金額 _____ 円

(決定の内容) 松阪市テレワーク推進支援事業補助金 _____ 月分の補助金額
(条件等) —

- 補助金交付決定の内容、条件等に違反したとき、また調査の拒否があったときには、この決定通知を取り消す場合があります。
- なお、既に交付手続が完了している場合にあつては、補助金額の返還を求める場合があります。

様式第 6 号 (第 11 条関係)

松阪市テレワーク推進支援事業補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日

様

松阪市長 竹上 真人

令和 年 月 日付け松阪市テレワーク推進支援事業補助金の交付決定について、松阪市テレワーク推進支援事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり交付決定を取り消したので、同条第 2 項の規定により通知します。

なお、既に交付手続が完了した額 円については、同条第 1 項後段の規定に基づき、令和 年 月 日までに返還してください。

- | | |
|-----------|---|
| 1. 交付決定額 | 円 |
| 2. 補助金額 | 円 |
| 3. 取消額 | 円 |
| 4. 返還額 | 円 |
| 5. 取消しの理由 | |